

令和2年5月1日現在

校舎等の耐震化率について

<耐震化率の公表について>

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されているとともに、短大は、学校教育法及び同法施行規則により学生の教育研究環境を含めた教育研究活動等についての情報を公表することが求められています。

<埼玉東萌短期大学 耐震化率について>

埼玉東萌短期大学の耐震化率は、100%です。

日本私立学校振興・共済事業団の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出しております。※

① 新築年月日が1981年7月1日以降の建物	3,986 m ²
② 新築年月日が1981年6月30日以前の建物で耐震補強済みの建物	0 m ²
③ ① + ② 合計	3,986 m ²

※耐震化率：(①+②) ÷ ③ = 100%